

平成23年度 第4回 国立大学法人北海道大学経営協議会議事要旨

日 時 平成24年3月15日(木) 14:30~16:15
場 所 事務局 第一会議室A
出席者 19名
(学内) 佐伯総長, 本堂, 三上, 山口, 新田, 鑄山, 高杉, 松久, 伊藤, 福田, 福岡
各委員
(学外) 奥田, 毛塚, 近藤, 數土, 原, 平山, 松谷, 横山 各委員
欠席者 5名
(学内) 上田委員
(学外) 高井, 辻, 野田, 和田 各委員

議 事

総長から、議事に先立ち、平成23年1月16日の平成23年度第3回経営協議会の議事要旨について確認を行った。

【 議 題 】

1 元役員の退職手当の支給について

総長から、本年3月31日をもって定年退職予定である大学院法学研究科附属高等法政策教育研究センター 中村 研一教授については、平成16年4月1日から平成17年4月30日まで理事・副学長の任にあったことから、退職手当の額は、役員在職期間における本人の業績に応じ増額又は減額でき、その額の決定は、経営協議会の議を経るものと本学役員退職手当規程に定められているが、平成16年7月23日の政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会において決定された「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」において、退職金を増額又は減額する場合には、過去の役員の通常の業績との差を明確に説明する必要があるとされていること、また本学でも、平成18年3月20日開催の経営協議会において、「当面は退職手当を増額又は減額しない」ことが了承されていることから、今回もこの方針を踏襲し、退職金の増減は行わないこととしたい旨説明があり、審議の結果了承された。

2 平成24年度年度計画について

新田理事から、前回本協議会において主な事項について説明し、その後、各総長室及び各部局等からの意見等を調整し作成した平成24年度年度計画(案)について、資料に基づき説明があった後、審議の結果了承された。

なお、委員から「北大テニュアトラック制度」について、テニュアトラック・ポストへの採用方法とテニュアトラック期間終了後の処遇について質問があり、山口理事から、国際公募により研究者を採用しており、テニュアトラック期間終了後は審査を行い、合格した場合は本学のテニュアポスト(准教授等)に採用するものである旨説明があった。

また、委員からザンビア共和国ルサカ市及びフィンランド共和国ヘルシンキ市に海外オフィスの新設する理由について質問があり、本堂理事から、ヘルシンキオフィスについては、日本学が活発な東欧をベースとして、ヨーロッパに日本人学生の派遣先を確保することを目的として設置するものであること、ルサカオフィスについては、30年以上前から

ザンビアで感染症研究を行うとともに、人材育成を行ってきたところであるが、より幅広い分野での人材育成の要望があること等を受けて設置するものである旨説明があった。

最後に、総長から、本件については、教育研究評議会及び役員会の議を経た上で文部科学省に提出する旨発言があった。

3 平成24年度予算について

高杉理事から、平成24年度の予算編成方針（案）及び収入・支出予算書（案）について、資料に基づき説明があった後、審議の結果了承された。

なお、委員から、総長室等事業推進経費について事業評価を実施しているのか質問があり、高杉理事から、平成23年度からPDCAサイクルの運用を開始したところであり、その評価結果については、各総長室等への配分額を決定する際に活用する旨発言があった。

また、委員から、財務指標等の7大学比較について、経常費用を分母、経常収益を分子とした比率で示すべきとの意見があった。

4 規程の改正について

高杉理事から、本学の組織、給与等に係る規程の改正について、資料に基づき説明があった後、審議の結果了承された。

【 報告事項等 】

1 役員及び職員の給与について

高杉理事から、資料に基づき報告があった。

なお、委員から、国家公務員の給与改定に準拠するか否かについて、国立大学協会等で議論が行われているのか質問があり、総長から、国の方針は不明であるが、運営費交付金から人件費相当額を削減する場合には、一旦、全額を配分した後、国立大学法人から人件費相当額を返還する形として欲しいなどの要望をしている旨発言があった。

2 学生による授業アンケートの実施状況等について

山口理事から、資料に基づき報告があった。

なお、委員から、本アンケートは高等教育機関である大学の授業に関するものであることから、授業内での質問や意見交換等の実施状況を重視した設問を設けるべきであるとの発言があった。

3 海外オフィスの設置・運用について

本堂理事から、資料に基づき報告があった。

【 その他 】

- 委員から、例えば観光学高等研究センターのような学内共同教育研究施設等の長の選考要件を「専任の教授に限る」と改正することについて、学内の一部に異論があると聞き及んでいるが、大学の考え方を説明願いたいとの発言があり、総長から、以下により説明し、了承された。

①現在、部局長については現役の教授（本学の専任教員）のうちから選考することとされているが、部局長以外の学内共同教育研究施設等の長などについては、組織毎に別に定めることとされており、特任教授など任期付きの専任以外の教員を組織の長として

選考することが可能な制度となっていること、②しかしながら、責任を持った組織運営の観点からすれば、学内共同教育研究施設等の長についても専任教員である現役の教授が担うことが望ましいことから、本年1月以降、各部局等に改正案を示して議論を進め、昨日（3月14日）開催の部局長等連絡会議において意見聴取を行ったこと、③部局長等連絡会議では、改正そのものについては異論がなかったものの、改正案の提示から改正までの期間が余りに短いことに対して意見が寄せられたことから、施行まで一定の猶予期間を設けて対応することを考えていること。

- ・ 委員から、国の農業の大部分を担う北海道の農業関係者が、現在、国の農業政策を検討する場に参加できていないことから、北大の教員には有識者として議論に参加する場を積極的に獲得するよう努力願いたい旨要望があった。

(以上)